

兵庫県公報

平成28年2月9日 火曜日 第2771号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	2
○ 河川予定地の廃止（河川整備課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成28年近畿地方整備局告示第3号）（下水道課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	3
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
公 告	
○ 兵庫県ホームページコンテンツ管理システム開発等業務に係る企画提案コンペの実施（広報課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
○ 落札者等の公示（管理課）	16
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	16
○ 同 上	17
○ 同 上	17
○ 同 上	18
○ 入札公告（兵庫県立図書館）	18

告 示

兵庫県告示第132号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
仮屋区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	平成28年1月20日
浦区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	同 上

兵庫県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月9日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年2月9日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 広畑青山線	姫路市広畑区西蒲田字夢前川1400番24から 同 市青山3丁目724番1まで	旧	15.0から 25.0まで	2,465.0	
	姫路市広畑区西夢前台5丁目310番1から 同 市広畑区西夢前台3丁目1番まで		3.0から 6.0まで		
	姫路市広畑区西蒲田字夢前川1400番24から 同 市青山3丁目724番1まで	新	15.0から 25.0まで	2,465.0	
	姫路市広畑区西夢前台5丁目310番1から 同 市広畑区西夢前台4丁目243番まで		3.0から 6.0まで		

兵庫県告示第134号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第3項の規定により、平成17年兵庫県告示第1238号で指定した次の河川予定地を廃止する。

なお、その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月9日

河川管理者

兵庫県知事 井戸敏三

次の(1)の河川に係る(2)の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地

(1) 河川

- ア 千種川右岸 赤穂郡上郡町上郡字川向ノ一16番の2から同郡同町井上字落岩353番の2まで
- イ 千種川左岸 赤穂郡上郡町大枝新字垣内527番から同郡同町大枝新字垣内457番の1まで

(2) 区域

- ア 赤穂郡上郡町上郡字川向ノ一、字川向ノ二、字川向ノ三及び字川向ノ四、同郡同町大持字金色及び字東井ノ口、同郡同町井上字大橋、字松ノ下、字中ノ土手、字柳原、字井ノ口及び字落岩
- イ 赤穂郡上郡町大枝新字垣内

(図面省略)

兵庫県告示第135号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
佐 方 (1)	相 生 市		佐 方	前 山	619番180から619番182までの各一部、619番184の一部
			佐方三丁目		619番49の一部、619番101の一部



兵庫県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画下水道事業加古川下流域下水道の事業計画の変更認可の告示（平成28年近畿地方整備局告示第3号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和62年建設省告示第2045号東播都市計画下水道事業加古川下流域下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年12月3日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第137号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民センター長から報告があった。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 被処分者

商号又は名称 株式会社タカツ
 代表者氏名 高 津 康 裕
 事務所所在地 たつの市揖保川町片島638—3
 免 許 番 号 兵庫県知事(7)第500115号
 免 許 年 月 日 平成25年7月31日
- (2) 処分の内容
平成28年2月12日から同月18日までの7日間の業務停止
- (3) 業務停止の範囲
宅地建物取引業に関する一切の業務
- 2 (1) 被処分者

商号又は名称 株式会社昇産業
 代表者氏名 池 内 松 夫
 事務所所在地 姫路市夢前町菅生潤518—4
 免 許 番 号 兵庫県知事(7)第450575号
 免 許 年 月 日 平成25年3月20日
- (2) 処分の内容
平成28年2月12日から同月26日までの15日間の業務停止

(3) 業務停止の範囲
宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第138号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 マルイト株式会社
代表者の氏名 木下勝弘
住所 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) マルイト姫路ビル
所在地 姫路市駅前町字御殿前188-1 他
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
縦覧期間 平成28年2月9日から同月22日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成28年2月9日から同月22日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第139号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成28年2月22日から適用する。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

表株式会社 但馬銀行の項中

「	同 和田山支店	朝来市和田山町東谷	」
	同 和田山支店竹田出張所	朝来市和田山町竹田	

を

「	同 和田山支店	朝来市和田山町東谷	」

に改める。

公 告

兵庫県ホームページコンテンツ管理システム開発等業務に係る企画提案コンペの実施
兵庫県ホームページコンテンツ管理システム開発等業務を行う事業予定者を決定するため、企画提案コンペ

を実施する。

平成28年2月9日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 趣 旨

インターネットの人口普及率増加などを背景に、即時性や双方向性、広域性等の特性を活用したホームページによる広報活動の重要性がますます高まっている。

また、近年はスマートフォン、タブレット等によるインターネット利用者が増加しており、これらの端末からの閲覧を容易にする必要が生じている。

さらに、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、ウェブアクセシビリティ（高齢者・障がい者等情報弱者対応）やユニバーサルデザインに配慮し、親しみやすく、より利便性の高いページを容易に作成するとともに、コンテンツの管理を効率的に行うため、兵庫県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）のコンテンツ管理システムの更新に伴うシステムの再構成を含めたリニューアル業務（以下「業務」という。）に係る提案を広く募集するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名 称

兵庫県ホームページコンテンツ管理システム開発等業務に係る企画提案コンペ

(2) 募集内容

次に掲げる事項についての企画提案

ア コンテンツ管理システムに係る事項

イ 県ホームページを安定稼働させる保守管理・セキュリティの体制内容に係る事項

ウ ホームページを作成するデザイン能力に係る事項

エ スマートフォン、タブレット等での閲覧に係る事項

オ ウェブアクセシビリティ及びユニバーサルデザインに係る事項

カ 既存コンテンツの円滑な移行に係る事項

キ その他、特にPRすべき事項

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3018 F A X（078）362-3903

3 提案参加者の資格に関する事項

提案参加者は、次の事項のすべてに該当する者とする（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）。

- (1) 代表企業（単独企業を含む。以下同じ。）が平成26・27年度県の物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者又は、登録されていない者で、参加資格審査書類の受付締切日までに、出納局管理課に申請し、選定事業者の契約の日までに物品関係の入札資格者として認定される見込の者であること。
- (2) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の日までの間に、県から指名停止の処置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本コンペの調達に参加していないこと。
- (6) 代表企業又はグループ構成企業のいずれかが、兵庫県内又は近隣府県（兵庫県本庁舎より公共交通機関で1時間以内）に兵庫県ホームページコンテンツ管理システムのサポート拠点を持つこと。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成28年2月9日(火)から同月17日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 参加資格審査申請の受付

ア 参加資格審査の内容

「3 提案参加者の資格に関する事項」について審査する。

イ 提出書類(各1部)

(7) 参加資格申請書

(4) 会社概要

(7) 物品関係入札参加資格審査結果通知書(写)

(2) 物品関係入札参加資格申請中の者については、(7)に代えて物品関係入札参加資格審査申請書(写)及び到達確認通知

(4) 委任状

(4) グループ構成表明書

(4) 業務分担予定表

ウ 受付方法

事務局宛てに郵送(書留)、信書便(書留に準ずるもの)(以下、郵送等という。)又は持参によること。

エ 受付期間

平成28年2月9日(火)から同月17日(水)まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送等による場合は、平成28年2月17日(水)午後5時必着とする。

オ 参加資格審査結果の通知

平成28年2月23日(火)付けで郵送文書により通知する。

応募図書の提出は、審査結果で参加を認められた者のみでできるものとする。

(3) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局宛てに郵送等又は持参によること。

イ 受付期間

平成28年2月24日(水)から同年3月2日(水)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。また、平成28年3月2日(水)については、午前9時から正午まで)

なお、郵送等による場合は、平成28年3月2日(水)正午必着とする。

5 応募図書

(1) 応募図書の種類

ア 応募申込書

イ コンテンツ管理システム概要

ウ ネットワーク構成簡易説明図

エ 保守・セキュリティ体制図

オ 県ホームページの各デザイン案

①総合トップページ、②分野別トップページ(任意の2分野)③災害時総合トップページ

※パソコン閲覧用とスマートフォン閲覧用の各2種類用意すること。

カ デザイン案説明書(特長、作成意図等を記載)

キ 委託業務担当予定者の経歴等

ク 委託業務に係る見積書

(2) 応募図書の形式及び内容

募集要項のとおり

(3) 留意事項

ア 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(ただし、県は、応募図書の資料を当選者の発表まで利用できるものとする。)

イ 応募図書は、非公開とする。

ウ 応募図書は、返却しない。

6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

ア 提出された応募図書を事務局で審査し、プレゼンテーション審査に進む応募者を決定する。

イ 企画提案コンペの応募者は、20分間の所要時間でプレゼンテーションを行う。

ウ 応募者のプレゼンテーション終了後、県が設置する審査会において審査の上、最も優れた企画提案内容を選定する。なお、場合によっては、上位候補者に対し、追加でヒアリングを行うことがある。

エ 県は、審査会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 発表方法

当選者の名称は、応募者全員に対し、文書で通知する。問合せには一切応じない。

8 当選後の取扱い

当選者は、兵庫県ホームページコンテンツ管理システム開発等業務に係る事業予定者となる。

9 その他の応募条件等

兵庫県ホームページコンテンツ管理システム開発等業務に係る企画提案コンペ募集要項による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 甲子園東洋ビル

所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 みずほ信託銀行株式会社

住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表者の氏名 中 野 武 夫

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	高 木 邦 夫
株式会社パレモ	名古屋市中村区名駅3丁目26-8	中 本 敏 幸
株式会社山田屋 外8者	姫路市紺屋町38	雲丹亀 忠 幸

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近 澤 靖 英
株式会社エル	宝塚市青葉台1-21-29	上 野 顕 祐
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江 尻 義 久

- 外9者
- 4 変更年月日
平成27年7月1日ほか
- 5 届出年月日
平成28年1月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成28年2月9日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年6月9日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイエー西宮店
所在地 西宮市林田町51-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三井住友信託銀行株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表者の氏名 常 陰 均
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	桑原道夫
株式会社ロベリア	東京都江東区越中島2-1-38	玉置知彦
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	下條三千夫
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤靖英
株式会社ロベリア	東京都江東区越中島2-1-38	柳田文子
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟秀幸
- 4 変更年月日
平成27年9月1日ほか
- 5 届出年月日

平成28年1月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年2月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年6月9日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター

所在地 たつの市龍野町堂本260—1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤靖英
株式会社イチケン	東京都港区芝浦一丁目1番1号	長谷川博之

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	村井正平
株式会社イチケン	東京都港区芝浦一丁目1番1号	長谷川博之

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤靖英
株式会社イチケン	東京都港区芝浦一丁目1番1号	長谷川博之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	村井正平
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1—6—5	中嶋克彦
株式会社小野商店 外18者	たつの市龍野町下川原68	小野弘靖

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤靖英
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1—6—5	中嶋克彦

名称	住所	代表者の氏名
合同会社西友	東京都北区赤羽二丁目1番1号	スティーブン・ヘイズ・デイカス
株式会社関西エコー	大阪市天王子区小橋町2-1	伊 藤 豊
株式会社フォルムアイ	大阪市北区天神橋1-11-1	井 上 清 嗣

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
合同会社西友	東京都北区赤羽二丁目1番1号	上垣内 猛
株式会社関西エコー	大阪市天王子区小橋町2-1	伊 藤 豊
株式会社フォルムアイ	大阪市北区天神橋1-11-1	井 上 清 嗣

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成27年5月12日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年1月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成28年2月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成28年6月9日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン川西平野店  
所在地 川西市平野3丁目335番ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名  |
|------------|-----------------|---------|
| コーナン商事株式会社 | 堺市西区鳳東町四丁401番地1 | 疋 田 直太郎 |

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
  - ア 変更前  
(仮称) ホームセンターコーナン川西平野店
  - イ 変更後

ホームセンターコーナン川西平野店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
|------------|-----------------|--------|
| コーナン商事株式会社 | 堺市西区鳳東町四丁401番地1 | 疋田耕造   |

イ 変更後

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
|------------|-----------------|--------|
| コーナン商事株式会社 | 堺市西区鳳東町四丁401番地1 | 疋田直太郎  |

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
|------------|-----------------|--------|
| コーナン商事株式会社 | 堺市西区鳳東町四丁401番地1 | 疋田耕造   |

イ 変更後

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
|------------|-----------------|--------|
| コーナン商事株式会社 | 堺市西区鳳東町四丁401番地1 | 疋田直太郎  |

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

3,914平方メートル

イ 変更後

5,250平方メートル

- (5) 駐車場の収容台数

ア 変更前

167台

イ 変更後

135台

- (6) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

200台

イ 変更後

233台

- (7) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

164平方メートル

イ 変更後

182平方メートル

- (8) 廃棄物等保管施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

26.0立方メートル

イ 変更後

29.0立方メートル

- (9) 出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

出入口2箇所、入口1箇所、出口1箇所

イ 変更後

出入口3箇所

#### 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称

平成23年11月30日

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年11月13日

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年11月13日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
平成28年8月26日
- (5) 駐車場の位置及び収容台数  
平成28年8月26日
- (6) 駐輪場の位置及び収容台数  
平成28年8月26日
- (7) 荷さばき施設の位置及び面積  
平成28年8月26日
- (8) 廃棄物等保管施設の位置及び面積  
平成28年8月26日
- (9) 出入口の数及び位置  
平成28年8月26日
- 5 届出年月日  
平成27年12月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成28年2月9日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成28年6月9日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 西友多田店  
所在地 川西市緑台五丁目1-108
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 合同会社西友  
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号  
代表者の氏名 上垣内 猛
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前  
名称 合同会社西友  
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号  
代表者の氏名 スティーブン・ヘイズ・デイカス

イ 変更後

名称 合同会社西友  
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号  
代表者の氏名 上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 合同会社西友  
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号  
代表者の氏名 スティーブン・ヘイズ・デイカス

イ 変更後

名称 合同会社西友  
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号  
代表者の氏名 上垣内 猛

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年5月12日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年1月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成28年2月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成28年6月9日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンチェスターショッピングスクエア  
所在地 三田市下深田字角オレ386-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社三愛ハウジング  
住所 大阪市中央区南船場三丁目11番18号  
代表者の氏名 高木 裕一郎

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称 株式会社三愛ハウジング  
住所 大阪市中央区南船場三丁目11番18号  
代表者の氏名 野 澤 和 佳

## イ 変更後

名称 株式会社三愛ハウジング  
住所 大阪市中央区南船場三丁目11番18号  
代表者の氏名 高 木 裕一郎

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
|----------------|------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 姫路市北条口四丁目4番地     | 福 原 英 典 |
| 株式会社ニノミヤ       | 大阪市浪速区日本橋4-9-17  | 二 宮 祥 晃 |
| 株式会社キリン堂       | 大阪府吹田市江坂町1-22-26 | 寺 西 忠 幸 |
| 外2者            |                  |         |

## イ 変更後

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
|----------------|------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| 上新電機株式会社       | 大阪市浪速区日本橋西1-6-5  | 中 嶋 克 彦 |
| 株式会社キリン堂       | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 | 寺 西 豊 彦 |
| 外1者            |                  |         |

## (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

## ア 変更前

| 荷さばき施設    | 荷さばきを行うことができる時間帯 |      |
|-----------|------------------|------|
| 荷さばき施設①～③ | 午前6時             | 午後7時 |

## イ 変更後

| 荷さばき施設    | 荷さばきを行うことができる時間帯 |      |
|-----------|------------------|------|
| 荷さばき施設①   | 24時間             |      |
| 荷さばき施設②～③ | 午前6時             | 午後7時 |

## 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年3月31日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年4月27日ほか
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
平成28年1月14日

## 5 届出年月日

平成28年1月13日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成28年2月9日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成28年6月9日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市別所町小林字姥ヶ懐314番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市別所町東這田721番地327  
有限会社松本ペンチ製作所 代表取締役 松本伸次郎
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年11月16日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-14号（27三木）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年2月9日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
生活衛生情報処理システム一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年1月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
紀陽情報システム株式会社 和歌山市中之島2240番地
- 5 落札金額  
1,056,726円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年12月4日

**教育委員会公告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年2月9日

契約担当者

兵庫県教育長 高井芳朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立御影高等学校ほか37施設で使用する電気 予定数量7,305,168キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



- 3 落札者を決定した日  
平成27年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所  
丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額（税抜き）  
139,568,853円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年11月10日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成28年2月9日

契約担当者  
兵庫県教育長 高井芳朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立尼崎高等学校ほか32施設で使用する電気 予定数量7,706,349キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 5 落札金額（税抜き）  
150,032,633円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年11月10日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成28年2月9日

契約担当者  
兵庫県教育長 高井芳朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立明石高等学校ほか39施設で使用する電気 予定数量9,364,933キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 5 落札金額（税抜き）  
178,727,148円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成27年11月10日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年2月9日

契約担当者

兵庫県教育長 高井芳朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立姫路東高等学校ほか46施設で使用する電気 予定数量8,795,787キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 5 落札金額（税抜き）  
170,592,786円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年11月10日



**入札公告**

兵庫県立図書館図書配送単価契約を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年2月9日

契約担当者

兵庫県立図書館長 善部 修

- 1 調達内容
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量  
平成28年度兵庫県立図書館図書配送単価契約一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する特質等を有すること。
  - (3) 契約履行期間  
平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで（12ヶ月間）
  - (4) 履行場所  
兵庫県立図書館 明石市明石公園1-27
  - (5) 入札の方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けてい

ない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

平成28年2月9日（火）から同年3月1日（火）まで（月曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 交付場所

〒673-8533 明石市明石公園1-27  
兵庫県立図書館 総務課 担当 鈴木  
電話 (078) 918-3366

### 4 入札の参加申込書及び入札書の提出期間

#### (1) 入札申込書の提出期間

平成28年2月10日（水）から同年3月1日（火）まで（月曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

#### (3) 入札・開札の日時及び場所

平成28年3月22日（火）午後1時30分  
兵庫県立図書館 第2研修室

#### (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成28年3月22日（火）午前10時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年3月17日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

イ 過去2箇年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

#### (4) 入札に関する条件

ア 入札が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

キ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

ク 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

サ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからサまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

(8) 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Osamu Zembu, President of Hyogo Prefectural Library

(2) Nature of the services to be procured:

1 set of "Hyogo Prefectural Library book delivery unit price"

(3) Contract period: From April 1, 2016 through March 31, 2017

(4) Contract location: Hyogo prefectural Library

(5) Deadline for tender:

13:30 March 22, 2016 by direct delivery

10:00 March 22, 2016 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Suzuki, Hyogo prefectural Library

1-27 Akashikouen, Akashi, Hyogo 673-8533

TEL (078)918-3366 FAX (078)913-9229